様式第２号（第４条関係）

誓　約　書　兼　同　意　書

　私は、下記の事項について誓約し、同意します。

記

１　東近江市事業継続支援金の給付要件を全て満たしています。

２　申請書記載事項及び添付書類の内容に偽りはありません。また、東近江市から必要と認める書類の提出を求められた場合は、速やかに提出します。

３　本支援金の申請に当たり、東近江市が取得した個人情報について、必要に応じて、今後実施される事業の審査、郵送物の送付及び支払業務を円滑に行うため利用することに同意します。

４　東近江市が行う関係書類の提出指導、事情聴取、立入調査等に応じます。

５　申請内容の確認・審査等のため、滋賀県事業継続支援金（第４期）の申請書類に記載された内容及び支援金の給付状況について東近江市が滋賀県から情報提供を受けることに同意します。また、申請内容について必要に応じて他の行政機関に照会を行うことに同意します。

６　給付又は不給付に関する情報及び申請書類等に記載された情報について、国、県その他の行政機関から求めがあり東近江市が必要と認めた場合は、当該行政機関に提供することに同意します。

７　滋賀県事業継続支援金（第４期）の給付決定の取消や返納があった場合は、直ちに申し出ます。また、不正受給が判明した場合には、支援金の返還に応じます。

８　その他申請の内容に虚偽や不正があった場合又は給付要件を満たしていないことが判明した場合は、支援金の給付申請を取り下げます。また、支援金給付後に発覚した場合は、支援金を返還します。

９　東近江市補助金等交付規則第11条に規定する決定の通知は、必要としません。

10　自己又は自社若しくは自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者ではありません。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

　(2) 暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

　(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

 (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者

　(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

 (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

11　10の(2)から(6)までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

12　東近江市が必要と認めた場合は、10及び11について東近江警察署に照会することに同意します。

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

東近江市長　様

住　　 所

（法人、団体にあっては、本社所在地）

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（法人、団体にあっては、法人・団体名及び代表者名）

生年月日　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　年　　　月　　　日　性別（男・女）

（法人、団体にあっては、代表者の生年月日及び性別）

様式第２号（第４条関係）

**赤字の個所を記入いただき持参ください。**

記入例

誓　約　書　兼　同　意　書

　私は、下記の事項について誓約し、同意します。

記

１　東近江市事業継続支援金の給付要件を全て満たしています。

２　申請書記載事項及び添付書類の内容に偽りはありません。また、東近江市から必要と認める書類の提出を求められた場合は、速やかに提出します。

３　本支援金の申請に当たり、東近江市が取得した個人情報について、必要に応じて、今後実施される事業の審査、郵送物の送付及び支払業務を円滑に行うため利用することに同意します。

４　東近江市が行う関係書類の提出指導、事情聴取、立入調査等に応じます。

５　申請内容の確認・審査等のため、滋賀県事業継続支援金（第４期）の申請書類に記載された内容及び支援金の給付状況について東近江市が滋賀県から情報提供を受けることに同意します。また、申請内容について必要に応じて他の行政機関に照会を行うことに同意します。

６　給付又は不給付に関する情報及び申請書類等に記載された情報について、国、県その他の行政機関から求めがあり東近江市が必要と認めた場合は、当該行政機関に提供することに同意します。

７　滋賀県事業継続支援金（第４期）の給付決定の取消や返納があった場合は、直ちに申し出ます。また、不正受給が判明した場合には、支援金の返還に応じます。

８　その他申請の内容に虚偽や不正があった場合又は給付要件を満たしていないことが判明した場合は、支援金の給付申請を取り下げます。また、支援金給付後に発覚した場合は、支援金を返還します。

９　東近江市補助金等交付規則第11条に規定する決定の通知は、必要としません。

10　自己又は自社若しくは自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者ではありません。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

　(2) 暴力団員（法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

　(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

 (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者

　(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

 (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

11　10の(2)から(6)までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

12　東近江市が必要と認めた場合は、10及び11について東近江警察署に照会することに同意します。

個人事業者は事業主の内容を記入

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2022　年　11　　月　　8　日

東近江市長　様

住　　 所 東近江市八日市東浜町1-5

（法人、団体にあっては、本社所在地）

シャチハタ以外

法人は実印

 　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

（法人、団体にあっては、法人・団体名及び代表者名）

生年月日　 　　　　　　　　　　　　　　　　　昭和〇〇　年　〇　　月　〇　　日　性別（男・女）

（法人、団体にあっては、代表者の生年月日及び性別）